

## 奈良県告示第五百四十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により、特定鳥獣の捕獲等の数の制限及び捕獲等の禁止の一部を次のとおり解除する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部の解除

#### 1 対象狩猟鳥獣の種類

ニホンジカ

#### 2 対象区域

奈良市（平成十七年三月三十一日において添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村であった地域を除く。）を除く奈良県全域

#### 3 期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

#### 4 解除後の捕獲等の数の制限

雌は、制限しない。雄は、銃器を使用する猟法による場合は一人一日一頭までとし、わなを使用する猟法による場合は制限しない。

### 二 捕獲等の禁止を解除する鳥獣の種類、区域、期間及び内容

#### 1 対象狩猟鳥獣の種類

イノシシ及びニホンジカ

#### 2 対象区域

奈良市（ニホンジカにあつては、平成十七年三月三十一日において添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村であった地域に限る。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市の一部（吉野川以北の区域に限る。）、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町の一部（吉野川以北の区域に限る。）、大淀町及び東吉野村

#### 3 期間

一の3に同じ。

#### 4 捕獲等の禁止の解除の内容

くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの）の使用禁止の解除